

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について

1 制度の概要について

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。令和7（2025）年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、令和8（2026）年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施されます。

(1) 令和8年度の実施概要

利用できる方	0歳6か月から満3歳未満で、保育所等に在籍していないこども
利用可能時間数	こども1人につき、月10時間まで
利用料金	1時間あたり300円
実施施設	実施施設一覧（予定）のとおり

(2) 実施施設一覧（予定）

圏域	施設名	種別	対象年齢	実施方法	受入時間（月～金）	定員
精道	精道こども園	認定こども園	0～2歳児	余裕活用型	9:00～11:00、14:30～16:30	5名
潮見	緑保育所	認可保育所	0～2歳児	余裕活用型	9:00～11:00、14:30～16:30	5名
山手	ニチイキッズ芦屋保育園	小規模保育事業所	0～2歳児	余裕活用型	9:00～12:00、15:00～18:00	※
山手	あゆみ保育園	認可保育所	1・2歳児	余裕活用型	9:00～11:00	※
精道	あゆみSEIDO保育園	小規模保育事業所	1・2歳児	余裕活用型	9:00～11:00	※
精道	さくら保育園	認可保育所	0～2歳児	余裕活用型	9:00～12:00	※
潮見	浜風あすのこども園	認定こども園	0～2歳児	余裕活用型	9:00～12:00	※
山手	認定こども園 山手夢	認定こども園	1・2歳児	一般型	9:00～11:00	3名
山手	芦大附属幼稚園	幼稚園	0～2歳児	一般型	午前・午後各2時間	6名

※入園状況による

(3) 今後の流れ

2月上旬 事前申請書類の提出
 3月上旬 認可及び確認申請
 3月下旬 認可及び確認
 4月 利用者からの認定申請の受付開始
 制度の利用開始

2 量の見込みの算出方法

(1) 国基準による算出方法

- ア 必要受入時間数 対象年齢(※1)の未就園児数 × 月一定時間(※2)
 (※1) 0歳6か月から満3歳未満
 (※2) 月一定時間は、10時間
- イ 必要定員数 必要受入時間数 ÷ 定員一人1月当たりの受入可能時間数(※3)
 (※3) 月176時間(8時間×22日)を基本とする。

(2) 具体的な算出式

- ア 対象年齢の未就園児数 就学前児童数(※1) - 保育ニーズ(※2)
 (※1) 第3期計画の「(参考)0~5歳人口推計」を使用
 0歳6か月から満1歳未満の就学前児童数=0歳児の就学前児童数×1/2
 (※2) 第3期計画の「ニーズ量の見込み(3号認定こども)」を使用
- イ 必要受入時間数 対象年齢の未就園児数 × 10時間
- ウ 必要定員数(量の見込み) 必要受入時間数 ÷ 月176時間
- エ 提供量(確保方策) 必要定員数に対応する提供量の確保を基本とする。

※各圏域ごとに算出し、合計を市全域の値とする。

【量の見込みと確保方策】

単位：人(1か月あたり)

		令和8年度				令和9年度			
		0歳児	1歳児	2歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児	計
全 域	量の見込み	13	20	19	52	13	18	16	47
	確保方策	13	20	19	52	13	18	16	47
山 手	量の見込み	6	9	8	23	6	8	8	22
	確保方策	6	9	8	23	6	8	8	22
精 道	量の見込み	5	7	8	20	5	7	6	18
	確保方策	5	7	8	20	5	7	6	18
潮 見	量の見込み	2	4	3	9	2	3	2	7
	確保方策	2	4	3	9	2	3	2	7
		令和10年度				令和11年度			
		0歳児	1歳児	2歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児	計
全 域	量の見込み	12	16	15	43	13	15	15	43
	確保方策	12	16	15	43	13	15	15	43
山 手	量の見込み	5	7	7	19	6	6	7	19
	確保方策	5	7	7	19	6	6	7	19
精 道	量の見込み	5	7	6	18	5	7	6	18
	確保方策	5	7	6	18	5	7	6	18
潮 見	量の見込み	2	2	2	6	2	2	2	6
	確保方策	2	2	2	6	2	2	2	6

(乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について)

- 令和8年度からの子ども・子育て支援法に基づく新たな給付事業としての実施に伴い、本市においても、利用ニーズの動向を踏まえながら、既存の教育・保育施設を活用した受け入れを行います。
- 地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受け入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。
- 乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。